

休校等の実施

気象警報（暴風警報または特別警報）や交通機関がマヒしたときには、休校としたり、授業開始時刻を遅らせたりする対応をとります。

●休校等となる対象は？

○気象警報が発令された場合

休校に関しては、暴風警報または特別警報が対象となります。

（注）その他の警報（大雨警報、洪水警報等）は休校等の対象になりません。

○交通機関のマヒ状態の場合

阪急電車京都線、JR京都線がともにストライキや事故等で不通となった場合のみ、休校となります。

（注）一方が動いているときには平常授業を行います。

●暴風警報/特別警報が発令されたり、交通機関がマヒしたりしたときの対応は、発令・解除の時間帯によって対応が異なります。

○朝、暴風警報/特別警報が発令されていたり、交通機関がマヒしていたりしたときには、次のように行動してください。

1. 午前7時までに、一方でも交通ストが解除されたとき、また暴風警報/特別警報が解除されたときは平常授業を行います。
2. 午前10時までに、一方でも交通ストが解除されたとき、また暴風警報/特別警報が解除されたときは第4限より授業を開始します。
3. 午前11時までに、暴風警報/特別警報が解除されたときは第5限より授業を開始する。
4. 午前11時の時点で、暴風警報/特別警報が継続しているときは休校とする。

○授業を開始したのちに暴風警報/特別警報が出た時には、安全を確認したうえで下校させます。